

令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）は、令和元年台風第19号により被害を受けた観光地域の早期復興を図るため、旅行会社並びに市町村及び市町村観光協会（以下「市町村等」という。）等による被災地域の復興応援を目的とした旅行商品の造成等について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付についてはこの要綱に定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成の対象者は次に掲げる者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条に基づく登録を受けている旅行会社
- (2) 市町村等
- (3) 市町村等を構成員に含む団体

(助成要件)

第3条 この要綱による助成の対象となる事業は、次の各号のいずれかのうち、漫遊いばらき観光キャンペーン推進協議会会長（以下「会長」という。）が承認した事業とする。

- (1) 以下の要件をすべて満たす旅行商品を販売する事業。
 - ただし、同一内容で複数の催行日がある場合は、まとめて1旅行商品とする。
 - ア 令和2年3月31日までに終了する旅行商品であること。
 - イ 募集型企画旅行商品又は旅行の参加者（実績）が20名以上の受注型企画旅行商品であること。
 - ウ 立寄地に茨城県内の令和元年台風第19号に伴う災害にかかる災害救助法の適用を受けた30市町（以下「被災観光地」という。）を含む旅行商品であること。
 - エ 被災観光地の復興を応援するための旅行商品であること。
 - オ 国、県その他の団体から同種の助成等を受けていないこと。ただし、令和元年台風第15号及び第19号観光支援事業費補助金交付要綱（令和元年11月8日観参第741号）に基づき行われる助成（ふっこう割）を除く。
- (2) 前号の旅行商品の販売又は催行を旅行会社等に委託する事業。

(助成額及び助成限度額)

第4条 旅行参加者1名につき1千円を助成する。

ただし、1旅行商品につき80千円を上限とする。

(交付申請手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、原則として旅行催行日の10日前までに、会長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は、前条の交付申請に係る書類を審査し、適当と認めるときは、令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に対して通知するものとする。

(事業の変更等)

第7条 前条の規定により助成金の交付を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、交付決定した旅行商品の内容を変更又は中止する場合は、速やかに令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー

一造成支援事業変更（中止）申請書（様式第3号）を提出し、会長の承認を受けなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

（終了報告）

第8条 助成事業者は、旅行商品の全催行終了日から起算して30日以内又は令和2年3月31日のいずれか早い日までに、必要書類を添えた令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業終了報告書（様式第4号）を会長に提出しなければならない。

（助成金額の確定）

第9条 会長は、前条の終了報告を審査し、助成金を交付することが適当と認めるときは、助成金額を確定し、令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成額確定通知書（様式第5号）により、当該交付決定を受けた団体に通知する。

（助成金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた助成事業者は、通知日から起算して14日以内に令和元年度台風被災観光地復興応援ツアー一造成支援事業助成金請求書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

（助成金の交付決定の取消し等）

第11条 助成事業者が不正に助成金の交付を受けたことが判明した場合は、当該助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、助成事業者は、当該取消しに係る助成金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

（関係書類の保管等）

第12条 助成事業者は、当該助成の対象となった事業に関する経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該事業の終了した日の属する年度の翌年から5年間これを保管しなければならない。

附 則

この要綱は令和元年12月11日から施行する。